

# さぬき都市計画下水道の変更（原案）

令和7年7月現在

香川県さぬき市

様式 2-1 号

7 さ都計第 1 6 5 号

令和 7 年 7 月 9 日

香川県土木部長 殿

さぬき市長 大 山 茂 樹

### さぬき都市計画下水道の変更について（事前協議）

標記について、都市計画法【第 21 条第 2 項の規定において準用する同法】第 19 条第 3 項の協議を行う予定であるが、都市計画決定事務を円滑に処理するため、あらかじめ県の意見を伺いたい。この場合において、当該協議を行う際に必要となる県の関係行政機関の長への協議又は意見聴取について県においてこれを行い意見をとりまとめた上で回答されるようお願いする。

なお、県の回答については、都市計画決定事務を円滑に処理するため、文書にて行われるようお願いする。

(添付書類)

- 計画書
- 総括図
- 計画図
- 都市計画の策定の経緯の概要

# 計 画 書

## さぬき都市計画下水道の変更（さぬき市決定）

さぬき都市計画下水道「2. 排水区域」及び「4. その他の施設」中寺町ポンプ場を次のように変更し、同下水道「3. 下水管渠」中鴨部川幹線を次のように追加する。

### 2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 約 1,261ha（うち処理区域 約 1,261ha）

### 3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
鴨部川放流渠	さぬき市鴨庄字 西新開地先	さぬき市鴨庄字 西新開	大川西部処理区
鴨部川幹線	さぬき市鴨庄字 西新開	さぬき市鴨庄字 浦手箱	大川西部処理区
津田東部浄化センター 放流管渠	さぬき市津田町 鶴羽字鶉部地先	さぬき市津田町 鶴羽字鶉部	津田東部処理区
津田中央浄化センター 放流管渠	さぬき市津田町 津田字流田地先	さぬき市津田町 津田字流田	津田中央処理区
津田西部浄化センター 放流管渠	さぬき市津田町 津田字北原地先	さぬき市津田町 津田字北原	津田西部処理区

「区域は計画図表示のとおり」

### 4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
鴨部川浄化センター	さぬき市鴨庄字西新開	面積約 30,000 m <sup>2</sup>

内 訳	位 置	備 考
鴨部川浄化センター	さぬき市鴨庄字西新開	面積約 30,000 m <sup>2</sup>
津田東部浄化センター	さぬき市津田町鶴羽字鶉部	面積約 1,700 m <sup>2</sup>
津田中央浄化センター	さぬき市津田町津田字流田	面積約 2,000 m <sup>2</sup>
津田西部浄化センター	さぬき市津田町津田字北原	面積約 2,900 m <sup>2</sup>
長尾汚水中継ポンプ場	さぬき市造田乙井字川南	面積約 900 m <sup>2</sup>
志度汚水中継ポンプ場	さぬき市志度字堂林	面積約 670 m <sup>2</sup>
玉浦ポンプ場	さぬき市志度字玉浦	面積約 1,960 m <sup>2</sup>
寺町ポンプ場	さぬき市志度字寺町	面積約 400 m <sup>2</sup>
塩屋ポンプ場	さぬき市志度字玉浦	面積約 960 m <sup>2</sup>
弁天ポンプ場	さぬき市志度字玉浦	面積約 2,110 m <sup>2</sup>
鴨庄ポンプ場	さぬき市鴨庄字小方	面積約 1,970 m <sup>2</sup>
白方ポンプ場	さぬき市鴨庄字浦手箱	面積約 600 m <sup>2</sup>
鶉部ポンプ場	さぬき市津田町鶴羽字鶉部	面積約 2,000 m <sup>2</sup>
流田ポンプ場	さぬき市津田町津田字流田	面積約 1,500 m <sup>2</sup>
汐田ポンプ場	さぬき市津田町津田字汐田	面積約 3,100 m <sup>2</sup>

「区域は計画図表示のとおり」

## 理由

統合高等学校の新設予定地と野間田運動広場の現況の土地利用に合わせて、「排水区域」の面積を変更するものである。なお、当該変更に伴い、鴨部川幹線の一部が 1,000ha 以上の「排水区域」になるため、「下水管渠」に位置付ける。

また、寺町ポンプ場について、施設の配置計画の見直しに伴い、面積を変更するものである。

## 理由書

### (1) さぬき公共下水道の経緯

さぬき市は、平成 14 年 4 月 1 日に津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町の 5 町が合併して香川県で 6 番目の市制を布いた。合併に伴い、都市計画区域が変更されたことから、平成 16 年 5 月 17 日に名称を「さぬき都市計画下水道」に変更している。

旧志度町及び旧長尾町は、鴨部川流域関連公共下水道として事業を進めてきた。両町の合併後は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、10 年間は流域下水道及び流域関連公共下水道とみなして、下水道整備と維持管理を行ってきた。その後、満期となった平成 24 年度に、鴨部川流域下水道及び鴨部川流域関連公共下水道を廃止し、さぬき市を管理者とするさぬき市公共下水道事業及びさぬき市特定環境保全公共下水道事業に移行した。

また、合併後の津田町の下水道事業は、公共下水道事業として継続してきた。東部処理区は平成 10 年度、中央処理区は平成 3 年度、西部処理区は平成 14 年度に一部供用を開始している。

### (2) さぬき都市計画下水道の変更内容

現在、さぬき市内の高等学校を統合する計画があり、統合後の新規施設の予定地が長尾地区にある。この土地について、汚水処理区域として位置付けることから、当該区域を「排水区域」に追加する。さらに、公共下水道に接続済みの施設である野間田運動広場を汚水処理区域として位置付けることから、当該区域を「排水区域」に追加する。この変更に伴い、鴨部川幹線の一部が 1,000ha 以上の「排水区域」となったため、該当箇所を「下水管渠」に位置付ける。

また、都市計画施設として位置付けられている志度地区の寺町ポンプ場について、老朽化が進行したため、現況施設が立地する場所の隣地に移設する形で施設を更新する方針となった。これに伴い、施設の配置計画を見直した結果、用地の一部が不要となったため、寺町ポンプ場の用地を一部縮小する。

## 都市計画の策定の経緯の概要

### さぬき都市計画下水道の変更

事 項	時 期	備 考
県土木部長事前協議	令和7年 7月上旬（予定）	
説明会	令和7年 8月下旬（予定）	
案の閲覧	令和7年 8月下旬（予定）	
公聴会	令和7年 9月上旬（予定）	
計画案の縦覧	令和7年 9月上旬（予定）	
市都市計画審議会	令和7年 9月下旬（予定）	
県知事協議申請	令和7年 10月上旬（予定）	
決定告示	令和7年 11月上旬（予定）	

# 新 旧 对 照 表

## さぬき都市計画下水道の変更（さぬき市決定）

さぬき都市計画下水道「2. 排水区域」及び「4. その他の施設」中寺町ポンプ場を次のように変更し、同下水道「3. 下水管渠」中鴨部川幹線を次のように追加する。

### 1. 下水道の名称

〃

さぬき公共下水道

### 2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

約 1,251ha

（備考）面積 約 1,261ha（うち処理区域 約 1,261ha）

### 3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
〃 鴨部川放流渠	〃 さぬき市鴨庄字 西新開地先	〃 さぬき市鴨庄字 西新開	〃 大川西部処理区
— 鴨部川幹線	— さぬき市鴨庄字 西新開	— さぬき市鴨庄字 浦手箱	— 大川西部処理区
〃 津田東部浄化センター 放流管渠	〃 さぬき市津田町 鶴羽字鶴部地先	〃 さぬき市津田町 鶴羽字鶴部	〃 津田東部処理区
〃 津田中央浄化センター 放流管渠	〃 さぬき市津田町 津田字流田地先	〃 さぬき市津田町 津田字流田	〃 津田中央処理区
〃 津田西部浄化センター 放流管渠	〃 さぬき市津田町 津田字北原地先	〃 さぬき市津田町 津田字北原	〃 津田西部処理区

「区域は計画図表示のとおり」

※上段の赤書きは変更前、下段の黒書きは変更後

#### 4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
〃	〃	〃
鴨部川浄化センター	さぬき市鴨庄字西新開	面積約 30,000 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
津田東部浄化センター	さぬき市津田町鶴羽字鶉部	面積約 1,700 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
津田中央浄化センター	さぬき市津田町津田字流田	面積約 2,000 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
津田西部浄化センター	さぬき市津田町津田字北原	面積約 2,900 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
長尾汚水中継ポンプ場	さぬき市造田乙井字川南	面積約 900 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
志度汚水中継ポンプ場	さぬき市志度字堂林	面積約 670 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
玉浦ポンプ場	さぬき市志度字玉浦	面積約 1,960 m <sup>2</sup>
〃	〃	約 480 m <sup>2</sup>
寺町ポンプ場	さぬき市志度字寺町	面積約 400 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
塩屋ポンプ場	さぬき市志度字玉浦	面積約 960 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
弁天ポンプ場	さぬき市志度字玉浦	面積約 2,110 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
鴨庄ポンプ場	さぬき市鴨庄字小方	面積約 1,970 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
白方ポンプ場	さぬき市鴨庄字浦手箱	面積約 600 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
鶉部ポンプ場	さぬき市津田町鶴羽字鶉部	面積約 2,000 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
流田ポンプ場	さぬき市津田町津田字流田	面積約 1,500 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
汐田ポンプ場	さぬき市津田町津田字汐田	面積約 3,100 m <sup>2</sup>

「区域は計画図表示のとおり」

※上段の赤書きは変更前

下段の黒書きは変更後

## 理由

統合高等学校の新設予定地と野間田運動広場の現況の土地利用に合わせて、「排水区域」の面積を変更するものである。なお、当該変更に伴い、鴨部川幹線の一部が 1,000ha 以上の「排水区域」になるため、「下水管渠」に位置付ける。

また、寺町ポンプ場について、施設の配置計画の見直しに伴い、面積を変更するものである。

# 計 画 書

## さぬき都市計画下水道の変更（さぬき市決定）

さぬき都市計画下水道「2. 排水区域」及び「4. その他の施設」中寺町ポンプ場を次のように変更し、同下水道「3. 下水管渠」中鴨部川幹線を次のように追加する。

### 2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 約 1,261ha（うち処理区域 約 1,261ha）

### 3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
鴨部川放流渠	さぬき市鴨庄字 西新開地先	さぬき市鴨庄字 西新開	大川西部処理区
鴨部川幹線	さぬき市鴨庄字 西新開	さぬき市鴨庄字 浦手箱	大川西部処理区
津田東部浄化センター 放流管渠	さぬき市津田町 鶴羽字鶉部地先	さぬき市津田町 鶴羽字鶉部	津田東部処理区
津田中央浄化センター 放流管渠	さぬき市津田町 津田字流田地先	さぬき市津田町 津田字流田	津田中央処理区
津田西部浄化センター 放流管渠	さぬき市津田町 津田字北原地先	さぬき市津田町 津田字北原	津田西部処理区

「区域は計画図表示のとおり」

### 4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
鴨部川浄化センター	さぬき市鴨庄字西新開	面積約 30,000 m <sup>2</sup>

内 訳	位 置	備 考
鴨部川浄化センター	さぬき市鴨庄字西新開	面積約 30,000 m <sup>2</sup>
津田東部浄化センター	さぬき市津田町鶴羽字鶉部	面積約 1,700 m <sup>2</sup>
津田中央浄化センター	さぬき市津田町津田字流田	面積約 2,000 m <sup>2</sup>
津田西部浄化センター	さぬき市津田町津田字北原	面積約 2,900 m <sup>2</sup>
長尾汚水中継ポンプ場	さぬき市造田乙井字川南	面積約 900 m <sup>2</sup>
志度汚水中継ポンプ場	さぬき市志度字堂林	面積約 670 m <sup>2</sup>
玉浦ポンプ場	さぬき市志度字玉浦	面積約 1,960 m <sup>2</sup>
寺町ポンプ場	さぬき市志度字寺町	面積約 400 m <sup>2</sup>
塩屋ポンプ場	さぬき市志度字玉浦	面積約 960 m <sup>2</sup>
弁天ポンプ場	さぬき市志度字玉浦	面積約 2,110 m <sup>2</sup>
鴨庄ポンプ場	さぬき市鴨庄字小方	面積約 1,970 m <sup>2</sup>
白方ポンプ場	さぬき市鴨庄字浦手箱	面積約 600 m <sup>2</sup>
鶉部ポンプ場	さぬき市津田町鶴羽字鶉部	面積約 2,000 m <sup>2</sup>
流田ポンプ場	さぬき市津田町津田字流田	面積約 1,500 m <sup>2</sup>
汐田ポンプ場	さぬき市津田町津田字汐田	面積約 3,100 m <sup>2</sup>

「区域は計画図表示のとおり」

## 理由

統合高等学校の新設予定地と野間田運動広場の現況の土地利用に合わせて、「排水区域」の面積を変更するものである。なお、当該変更に伴い、鴨部川幹線の一部が1,000ha以上の「排水区域」になるため、「下水管渠」に位置付ける。

また、寺町ポンプ場について、施設の配置計画の見直しに伴い、面積を変更するものである。

## 理由書

### (1) さぬき公共下水道の経緯

さぬき市は、平成 14 年 4 月 1 日に津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町の 5 町が合併して香川県で 6 番目の市制を布いた。合併に伴い、都市計画区域が変更されたことから、平成 16 年 5 月 17 日に名称を「さぬき都市計画下水道」に変更している。

旧志度町及び旧長尾町は、鴨部川流域関連公共下水道として事業を進めてきた。両町の合併後は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、10 年間は流域下水道及び流域関連公共下水道とみなして、下水道整備と維持管理を行ってきた。その後、満期となった平成 24 年度に、鴨部川流域下水道及び鴨部川流域関連公共下水道を廃止し、さぬき市を管理者とするさぬき市公共下水道事業及びさぬき市特定環境保全公共下水道事業に移行した。

また、合併後の津田町の下水道事業は、公共下水道事業として継続してきた。東部処理区は平成 10 年度、中央処理区は平成 3 年度、西部処理区は平成 14 年度に一部供用を開始している。

### (2) さぬき都市計画下水道の変更内容

現在、さぬき市内の高等学校を統合する計画があり、統合後の新規施設の予定地が長尾地区にある。この土地について、汚水処理区域として位置付けることから、当該区域を「排水区域」に追加する。さらに、公共下水道に接続済みの施設である野間田運動広場を汚水処理区域として位置付けることから、当該区域を「排水区域」に追加する。この変更に伴い、鴨部川幹線の一部が 1,000ha 以上の「排水区域」となったため、該当箇所を「下水管渠」に位置付ける。

また、都市計画施設として位置付けられている志度地区の寺町ポンプ場について、老朽化が進行したため、現況施設が立地する場所の隣地に移設する形で施設を更新する方針となった。これに伴い、施設の配置計画を見直した結果、用地の一部が不要となったため、寺町ポンプ場の用地を一部縮小する。

## 都市計画の策定の経緯の概要

### さぬき都市計画下水道の変更

事 項	時 期	備 考
県土木部長事前協議	令和7年 7月上旬（予定）	
説明会	令和7年 8月下旬（予定）	
案の閲覧	令和7年 8月下旬（予定）	
公聴会	令和7年 9月上旬（予定）	
計画案の縦覧	令和7年 9月上旬（予定）	
市都市計画審議会	令和7年 9月下旬（予定）	
県知事協議申請	令和7年 10月上旬（予定）	
決定告示	令和7年 11月上旬（予定）	

# 新 旧 对 照 表

## さぬき都市計画下水道の変更（さぬき市決定）

さぬき都市計画下水道「2. 排水区域」及び「4. その他の施設」中寺町ポンプ場を次のように変更し、同下水道「3. 下水管渠」中鴨部川幹線を次のように追加する。

### 1. 下水道の名称

〃

さぬき公共下水道

### 2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

約 1,251ha

（備考）面積 約 1,261ha（うち処理区域 約 1,261ha）

### 3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
〃 鴨部川放流渠	〃 さぬき市鴨庄字 西新開地先	〃 さぬき市鴨庄字 西新開	〃 大川西部処理区
— 鴨部川幹線	— さぬき市鴨庄字 西新開	— さぬき市鴨庄字 浦手箱	— 大川西部処理区
〃 津田東部浄化センター 放流管渠	〃 さぬき市津田町 鶴羽字鶴部地先	〃 さぬき市津田町 鶴羽字鶴部	〃 津田東部処理区
〃 津田中央浄化センター 放流管渠	〃 さぬき市津田町 津田字流田地先	〃 さぬき市津田町 津田字流田	〃 津田中央処理区
〃 津田西部浄化センター 放流管渠	〃 さぬき市津田町 津田字北原地先	〃 さぬき市津田町 津田字北原	〃 津田西部処理区

「区域は計画図表示のとおり」

※上段の赤書きは変更前、下段の黒書きは変更後

#### 4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
〃	〃	〃
鴨部川浄化センター	さぬき市鴨庄字西新開	面積約 30,000 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
津田東部浄化センター	さぬき市津田町鶴羽字鶉部	面積約 1,700 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
津田中央浄化センター	さぬき市津田町津田字流田	面積約 2,000 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
津田西部浄化センター	さぬき市津田町津田字北原	面積約 2,900 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
長尾汚水中継ポンプ場	さぬき市造田乙井字川南	面積約 900 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
志度汚水中継ポンプ場	さぬき市志度字堂林	面積約 670 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
玉浦ポンプ場	さぬき市志度字玉浦	面積約 1,960 m <sup>2</sup>
〃	〃	約 480 m <sup>2</sup>
寺町ポンプ場	さぬき市志度字寺町	面積約 400 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
塩屋ポンプ場	さぬき市志度字玉浦	面積約 960 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
弁天ポンプ場	さぬき市志度字玉浦	面積約 2,110 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
鴨庄ポンプ場	さぬき市鴨庄字小方	面積約 1,970 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
白方ポンプ場	さぬき市鴨庄字浦手箱	面積約 600 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
鶉部ポンプ場	さぬき市津田町鶴羽字鶉部	面積約 2,000 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
流田ポンプ場	さぬき市津田町津田字流田	面積約 1,500 m <sup>2</sup>
〃	〃	〃
汐田ポンプ場	さぬき市津田町津田字汐田	面積約 3,100 m <sup>2</sup>

「区域は計画図表示のとおり」

※上段の赤書きは変更前

下段の黒書きは変更後

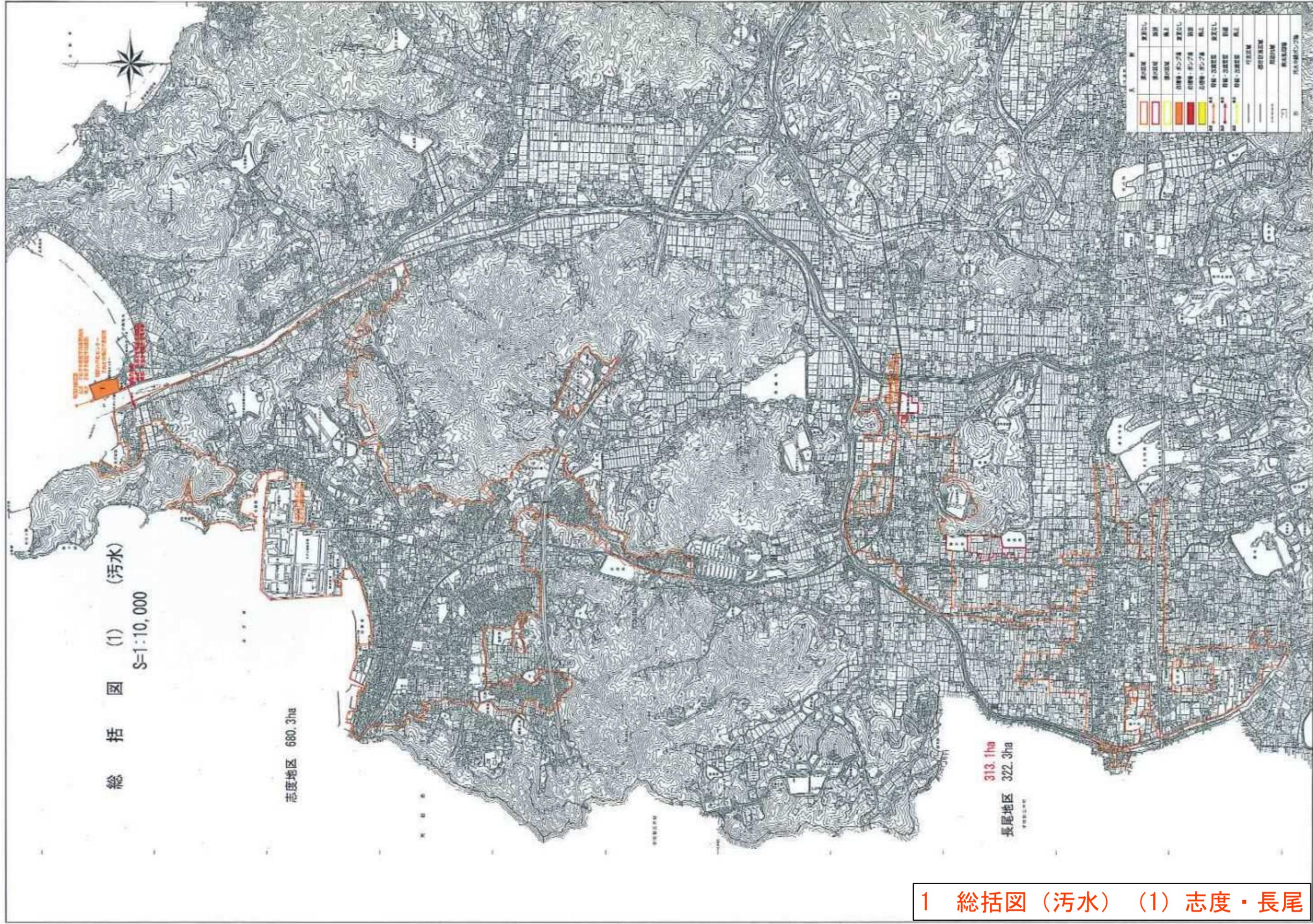
## 理由

統合高等学校の新設予定地と野間田運動広場の現況の土地利用に合わせて、「排水区域」の面積を変更するものである。なお、当該変更に伴い、鴨部川幹線の一部が1,000ha以上の「排水区域」になるため、「下水管渠」に位置付ける。

また、寺町ポンプ場について、施設の配置計画の見直しに伴い、面積を変更するものである。

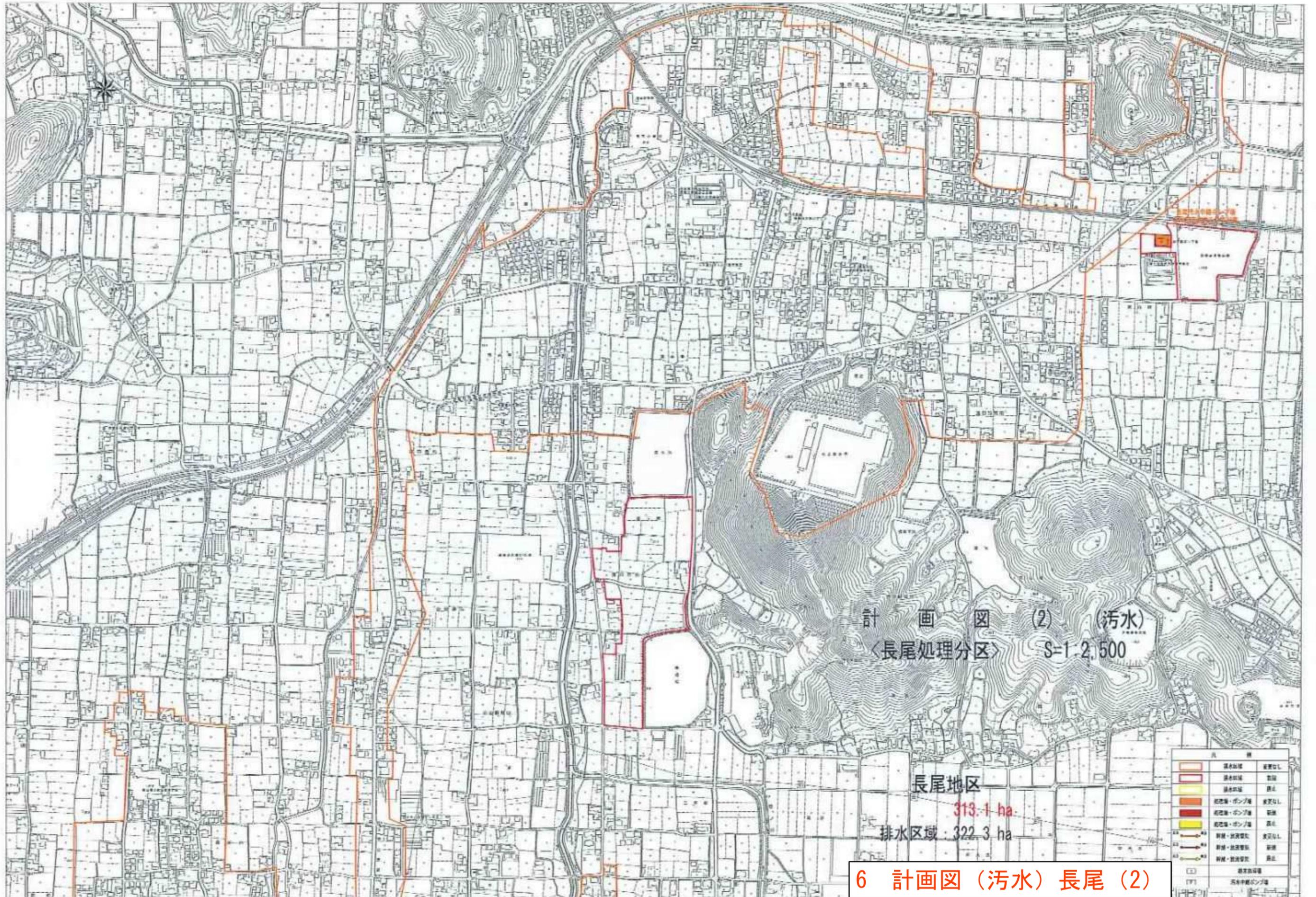
添付図面目録

図面番号	図面名称	縮尺	備考
1	総括図【汚水】	1:10,000	大川西部処理区
2	総括図【汚水】	1:10,000	津田東部処理区・津田中央処理区・津田西部処理区
3	総括図【雨水】	1:10,000	志度排水区 長尾排水区
4	総括図【雨水】	1:10,000	津田排水区
5～10	計画図【汚水】	1:2,500	大川西部処理区
11～13	計画図【汚水】	1:2,500	津田東部処理区・津田中央処理区・津田西部処理区
14～19	計画図【雨水】	1:2,500	志度排水区 長尾排水区
20～22	計画図【雨水】	1:2,500	津田排水区
23～26	参考図(浄化センター)	図示のとおり	
27～28	参考図(汚水ポンプ場)	図示のとおり	
29～38	参考図(雨水ポンプ場)	図示のとおり	



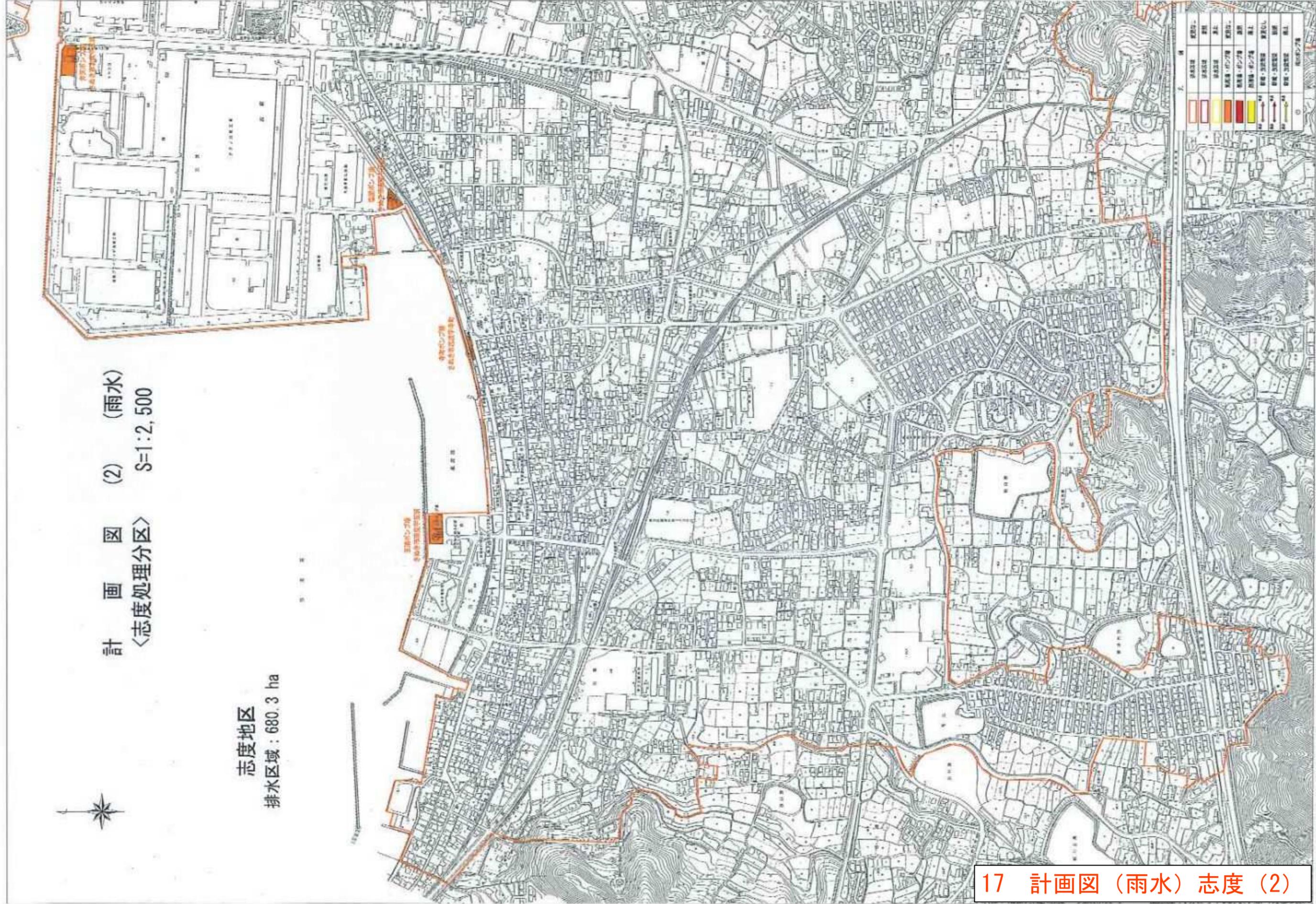
1 総括図 (汚水) (1) 志度・長尾





6 計画図 (汚水) 長尾 (2)

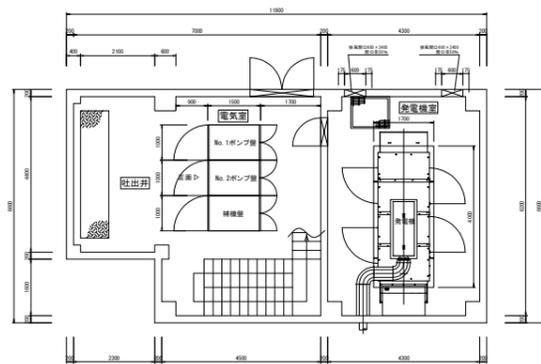




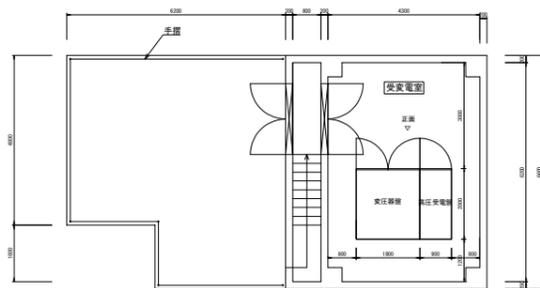
17 計画図 (雨水) 志度 (2)

寺町ポンプ場 配置平面図

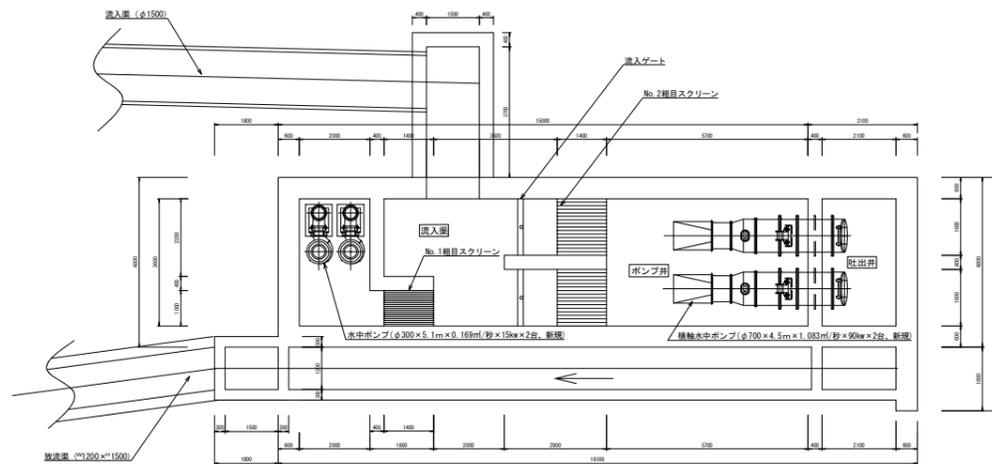
S=1/100



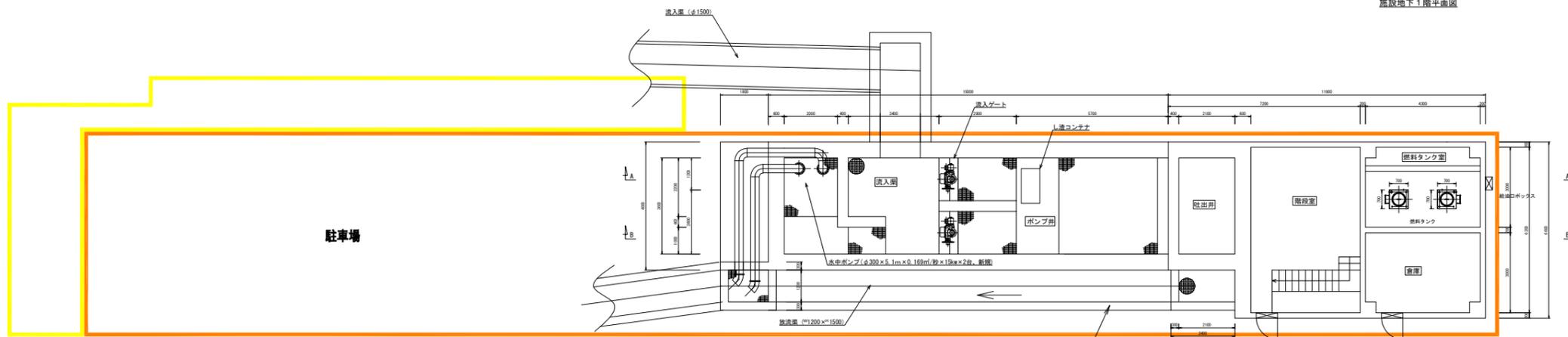
施設2階平面図



施設3階平面図

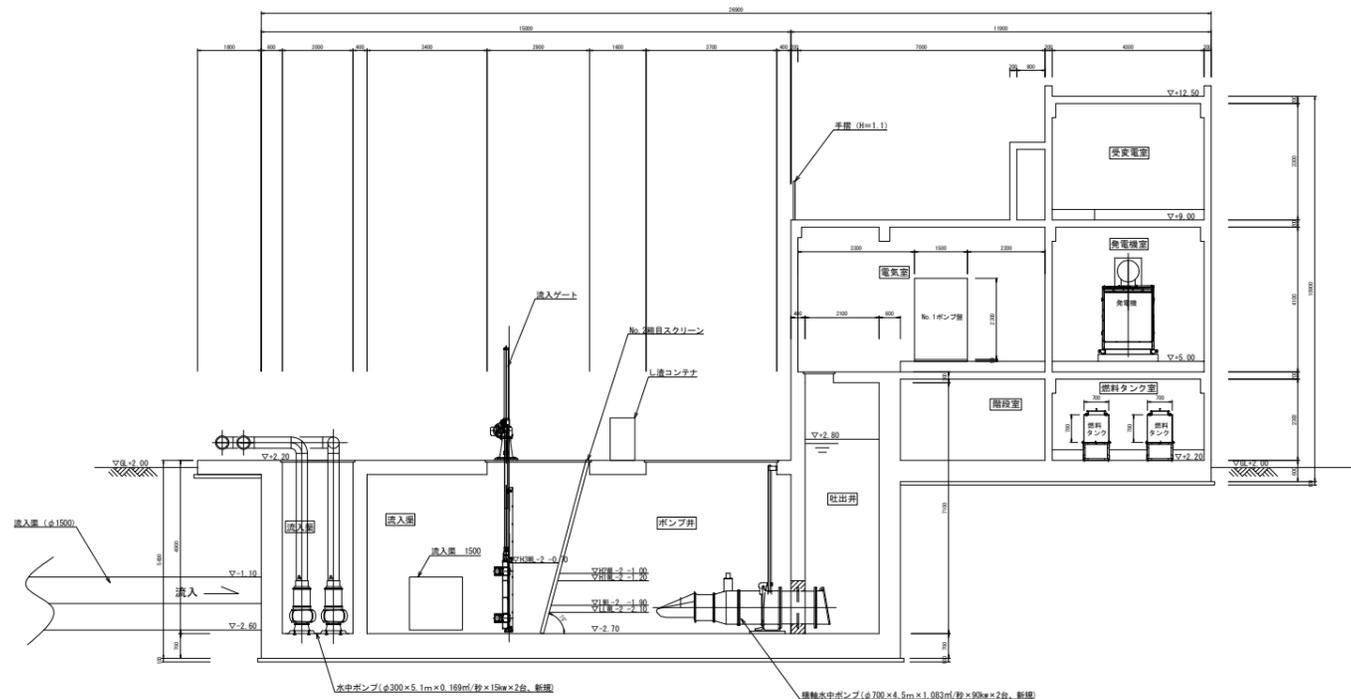


施設地下1階平面図

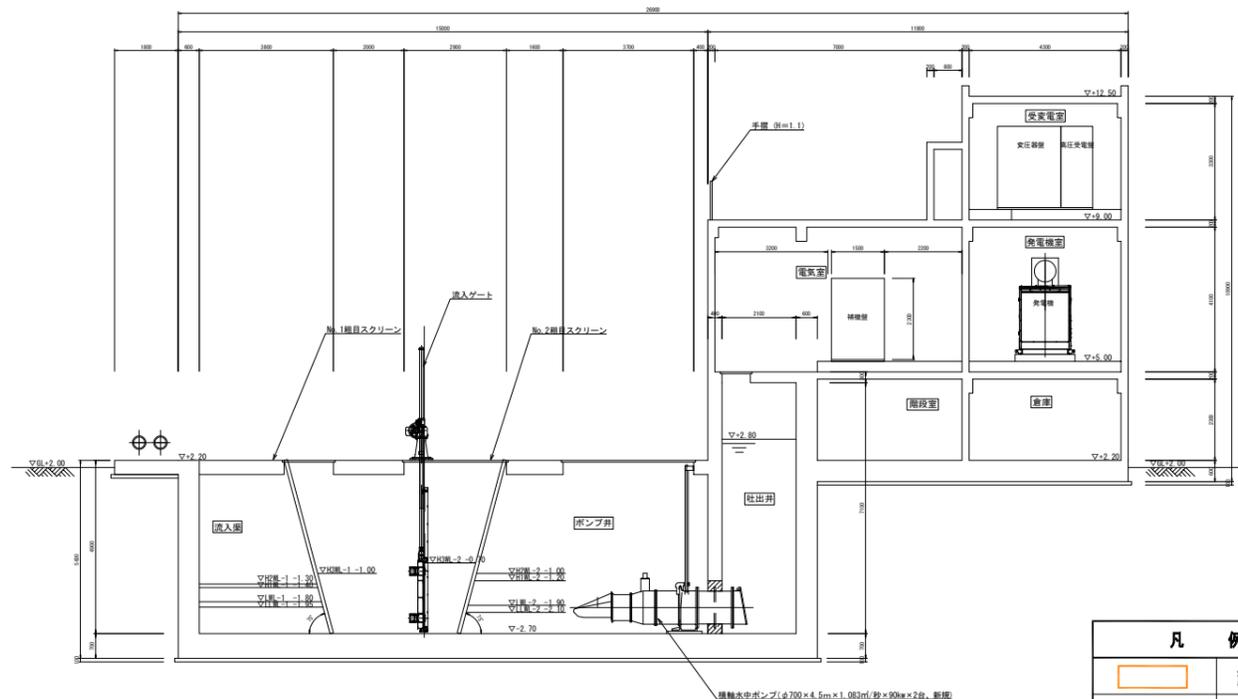


施設1階平面図

寺町ポンプ場  
さぬき市志度字寺町  
面積約400㎡



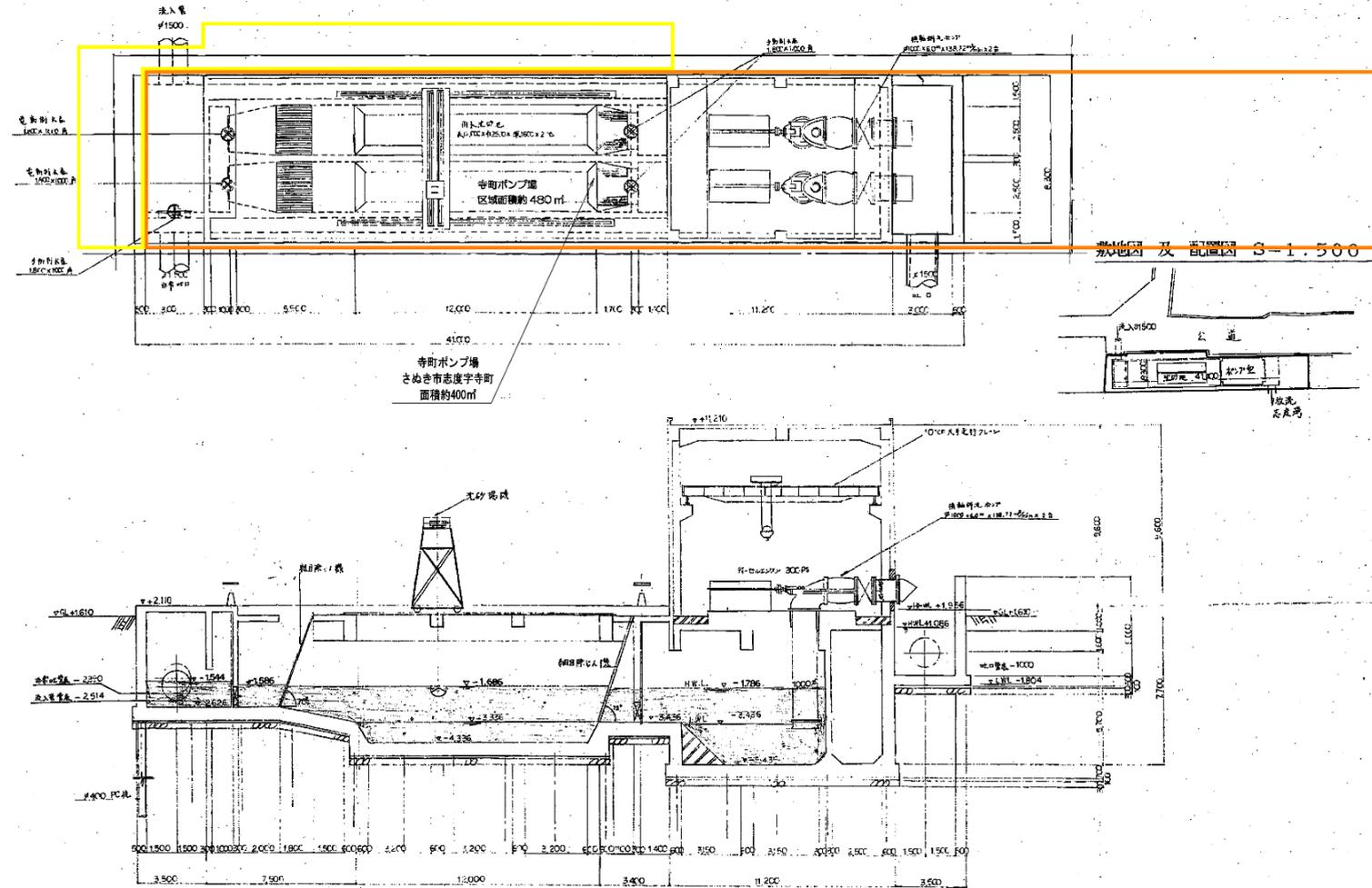
A-A断面図



B-B断面図

凡例	
<span style="border: 1px solid orange; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	変化なし
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	新規
<span style="border: 1px solid yellow; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>	廃止

寺町ポンプ場 配置平面図 S=1/100



(2) 市町が定める都市計画

	住民等	市町	県	国土交通省	根拠法令、指針	備考
都市計画の原案の作成	<p>ワークショップ、パブリックコメントなど、住民意向を反映させる措置</p>	<p>都市計画の原案の作成</p> <p>↓</p> <p>管理予定者関係機関事前協議</p> <p>(内容により原案修正)</p>	<p>都市計画課協議</p> <p>↓</p> <p>土木部長事前協議 指針V.2</p> <p>↑</p> <p>庁内関係各課意見照会</p> <p>(協議結果を市町都市計画審議会に報告)</p>		<p>指針V.2 都道府県の同意協議等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画の案の作成段階における県都市計画課との事前協議は、審議を予定している都市計画審議会の開催時期から逆算して余裕を持った時期から開始する。</li> <li>協議の透明化、実質化、円滑化を図るため、都市計画の案に関して文書により県土木部長事前協議を行う。</li> <li>県土木部長事前協議、管理予定者・関係機関事前協議は予定している都市計画審議会の開催時期の概ね3ヶ月前までに完了させる。</li> <li>ワークショップやパブリック・コメントなど、都市計画の原案の作成の段階から、住民意向を反映させる措置を講じる場合、その実施にかかる期間を考慮して、都市計画課との協議を開始する。</li> <li>案件の内容によって、県都市計画課協議の長期化が予想される場合、案の構想段階において、都市計画決定までのスケジュールも含めて、早期に県都市計画課と協議を行う。</li> </ul>
都市計画の案の作成	<p>市町広報掲載</p> <p>↓</p> <p>公告</p> <p>↓</p> <p>公述の申出</p> <p>↓</p> <p>公述</p>	<p>説明会 §16 指針V.2</p> <p>↓</p> <p>案の閲覧</p> <p>↓</p> <p>公聴会 §16 指針V.2</p>	<p>都市計画課へ実施状況を連絡</p>		<p>§16 公聴会の開催等 指針V.2 公聴会・説明会の開催等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画の案の決定に際しては、原則として説明会、公聴会を実施する。ただし都市計画の案の内容により、住民生活への影響や住民意見を反映する余地が少ない場合、非開催とすることを検討する。</li> <li>説明会や公聴会の実施状況について、随時、県都市計画課と情報共有を図る。</li> </ul>
都市計画の決定	<p>公告 (§17)</p> <p>↓</p> <p>意見書の提出 §17</p>	<p>縦覧 §17</p> <p>↓</p> <p>市町都市計画審議会 §19</p> <p>↓</p> <p>都市計画決定</p> <p>↓</p> <p>告示及び縦覧 §20.1</p>	<p>管理者協議 §23.6</p> <p>↓</p> <p>市:知事協議 町:知事同意 §19.3</p> <p>↓</p> <p>関係図書の写しの送付 §20.1</p> <p>↓</p> <p>公告及び縦覧 §20.2</p>		<p>§17 都市計画の案の縦覧等 §19 市町の都市計画の決定 §20 都市計画の告示等 §21 都市計画の変更 §23 他の行政機関との調整等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町都市計画審議会では、県土木部長事前協議結果、説明会、公聴会等の開催結果、管理者協議結果、法17条に基づく案の縦覧結果を報告する。</li> <li>県決定と市町決定が一体をなす案件(道路、下水道等)の告示については、県と市町が同日に告示することを原則とするため、調整を図る。</li> </ul>

# 令和6年度寺町ポンプ場基本設計業務

## 業務概要

さぬき市建設経済部下水道課

## 2. 計画概要

平成30年度さぬき市公共下水道事業計画変更申請書作成業務の報告書に基づき、又、さぬき市殿の要望等により、今回の令和6年度寺町ポンプ場基本設計業務についての改築更新ポンプ場の計画概要における基本事項は下記の通りとする。

※ 別紙の基本設計図を参照のこと。

### (1) 改築更新施設の予定位置

既設寺町ポンプ場の西側の倉庫及び貸車庫等の用地で、約幅7.5m×長30.0mとし、計画地盤高は、T.P+2.00m（予定）とする。

### (2) 流入先及び放流先の位置

既設寺町ポンプ場の施設の撤去は、改築更新ポンプ場の完成後となるためと、既設の長期間運用の停止は出来ないために、流入先の位置については、既設寺町ポンプ場の南東側の最終流入マンホールより、県道内を東側から西側方向に通過させ、改築更新ポンプ場に流入させるものとする。

なお、長尾土木事務所とは協議済みである。

放流先の位置については、既設の放流口を改修して流用とする。

### (3) 引込柱等の位置

改築更新ポンプ場への電力の引込については、今回の改築更新予定位置の県道の南側の電柱よりとし、改築更新施設の屋上より受変電室に引き込むものとする。

なお、四国電力等とは協議済みで、既設電柱2本の撤去も行うものとする。

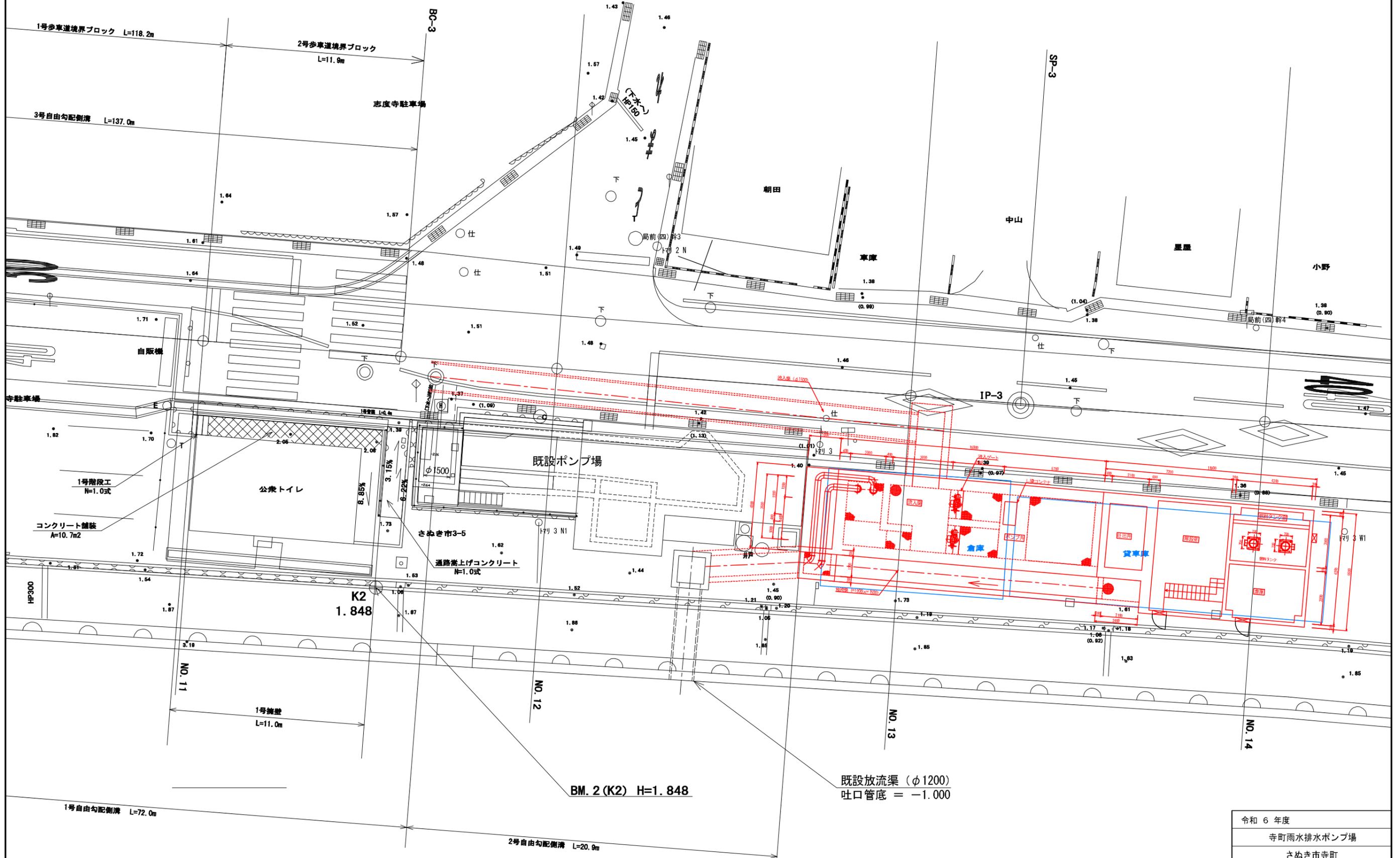
# 令和6年度寺町ポンプ場基本設計業務

## 基本設計図 図面目録

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
1/32	施設全体配置図	1/100	17/32	ポンプ場施設断面図(4)	1/50
2/32	ポンプ場構造平面図(1)	1/50	18/32	ポンプ場施設断面図(5)	1/50
3/32	ポンプ場構造平面図(2)	1/50	19/32	機械参考図(流入ゲート)	1/30
4/32	ポンプ場構造平面図(3)	1/50	20/32	機械参考図(スクリーン)	1/30
5/32	ポンプ場構造断面図(1)	1/50	21/32	機械参考図(ポンプ)	1/30
6/32	ポンプ場構造断面図(2)	1/50	22/32	電気参考図(盤外形図-1)	1/15
7/32	ポンプ場構造断面図(3)	1/50	23/32	電気参考図(盤外形図-2)	1/15
8/32	ポンプ場構造断面図(4)	1/50	24/32	電気参考図(単線結線図)	NONE
9/32	ポンプ場構造断面図(5)	1/50	25/32	電気参考図(発電機外形図)	1/25
10/32	ポンプ場構造断面図(6)	1/50	26/32	電気参考図(燃料タンク外形図他)	1/10, 1/5
11/32	ポンプ場構造断面図(7)	1/50	27/32	電気参考図(配管系統図)	NONE
12/32	ポンプ場施設平面図(1)	1/50	28/32	電気参考図(配線系統図)	NONE
13/32	ポンプ場施設平面図(2)	1/50	29/32	ポンプ場基礎参考図(杭計画平面図)	1/50
14/32	ポンプ場施設断面図(1)	1/50	30/32	ポンプ場基礎参考図(杭計画断面図)	1/50
15/32	ポンプ場施設断面図(2)	1/50	31/32	ポンプ場仮設参考図(山留計画平面図)	1/100
16/32	ポンプ場施設断面図(3)	1/50	32/32	ポンプ場仮設参考図(山留計画断面図)	1/100

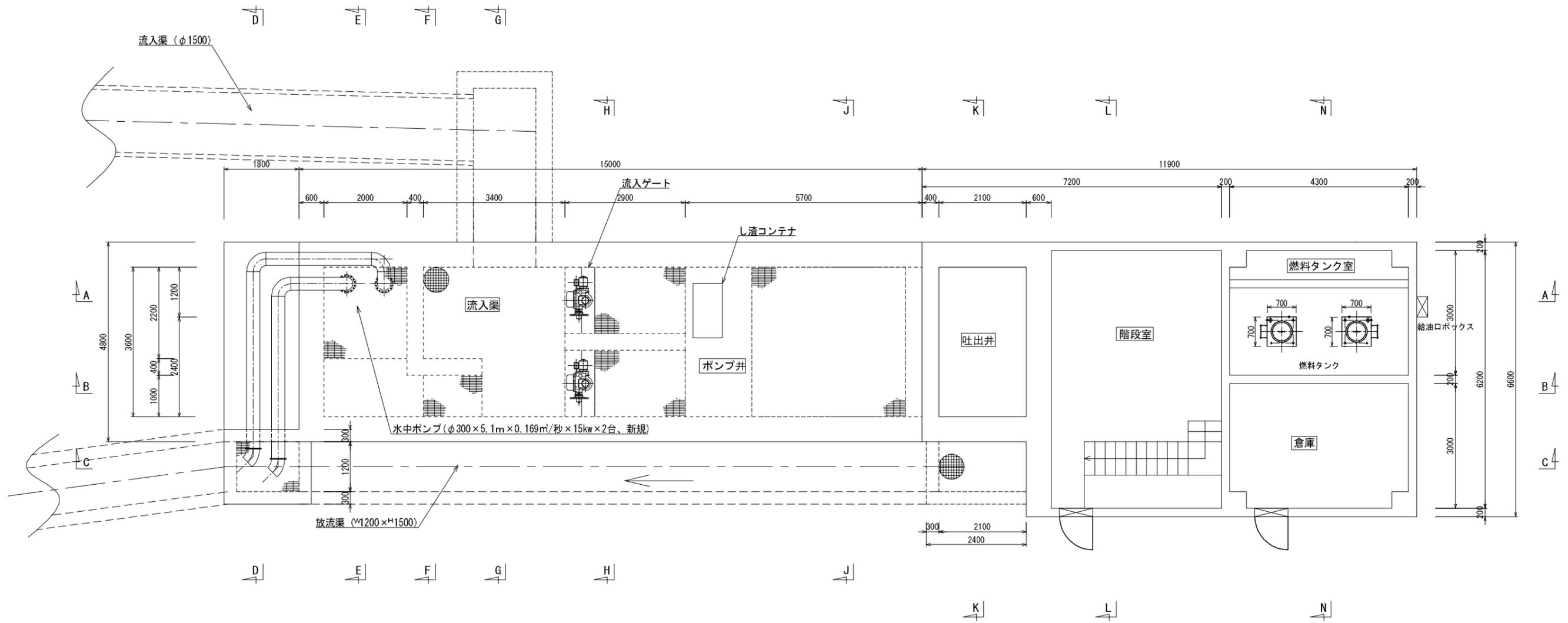
# 寺町雨水排水ポンプ場

施設配置図 S: 1/100



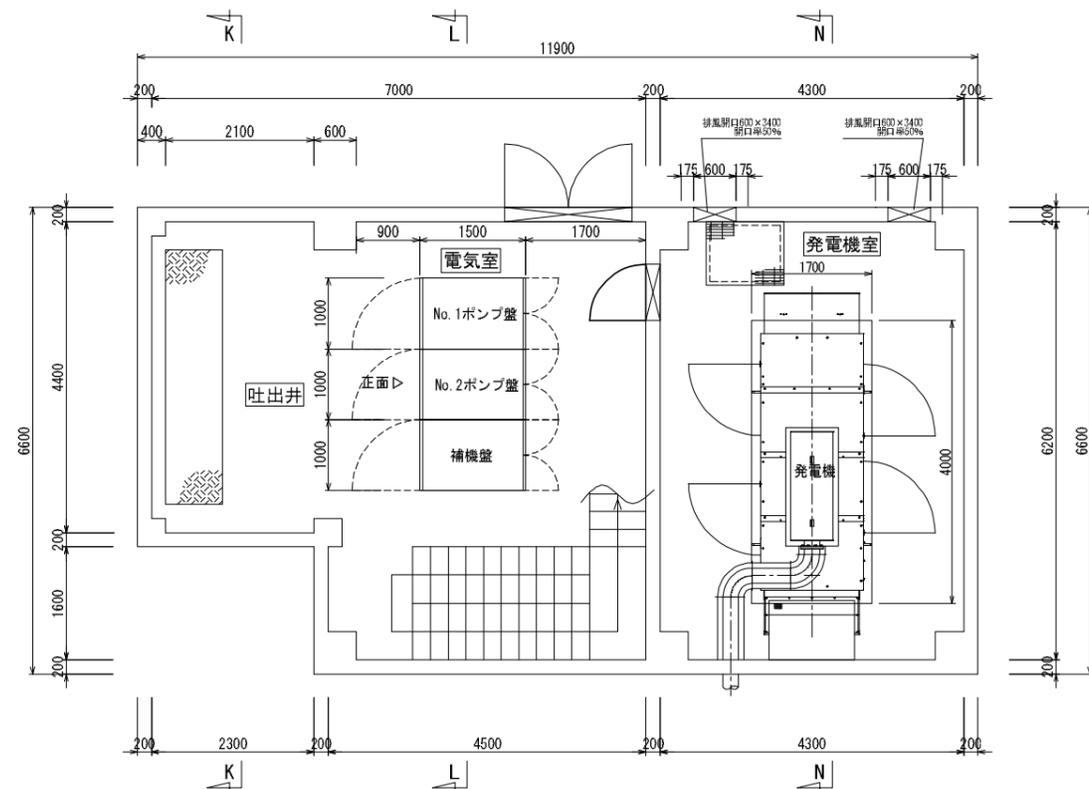
既設放流渠 (φ1200)  
吐口管底 = -1.000

令和 6 年度	
寺町雨水排水ポンプ場	
さぬき市寺町	
施設全体配置図	1 / 全
縮尺 1/100	32
さぬき市	

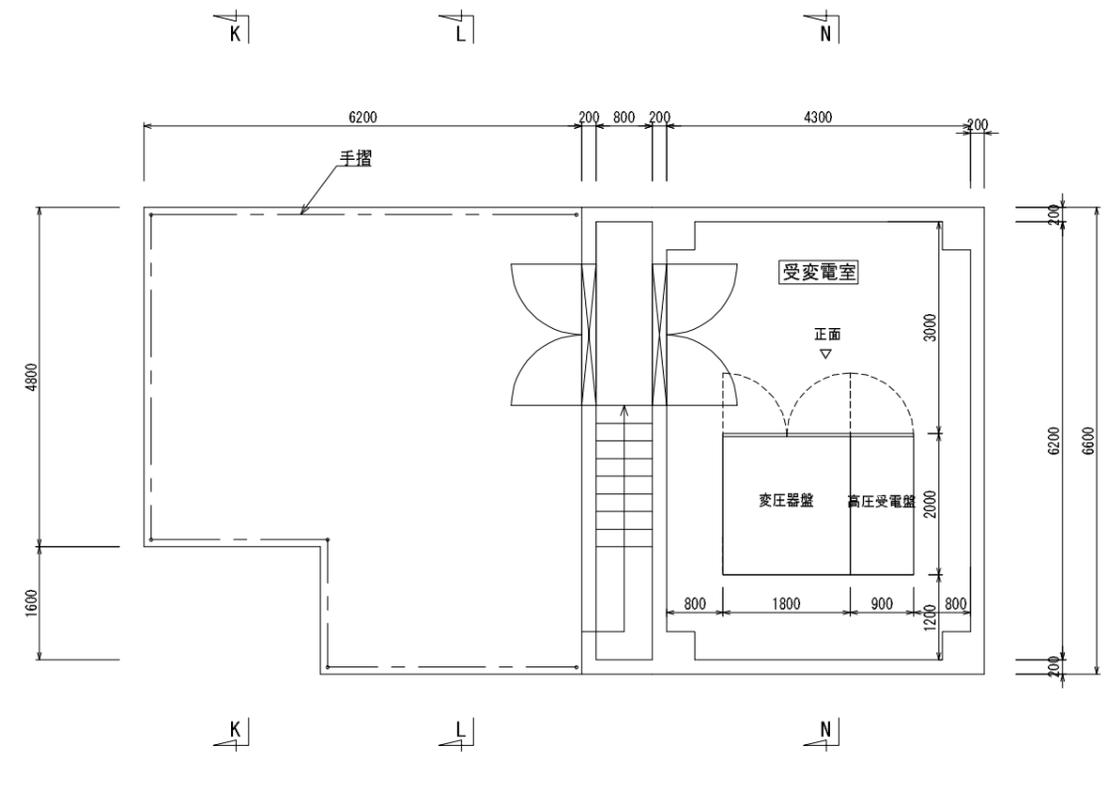


施設1階平面図

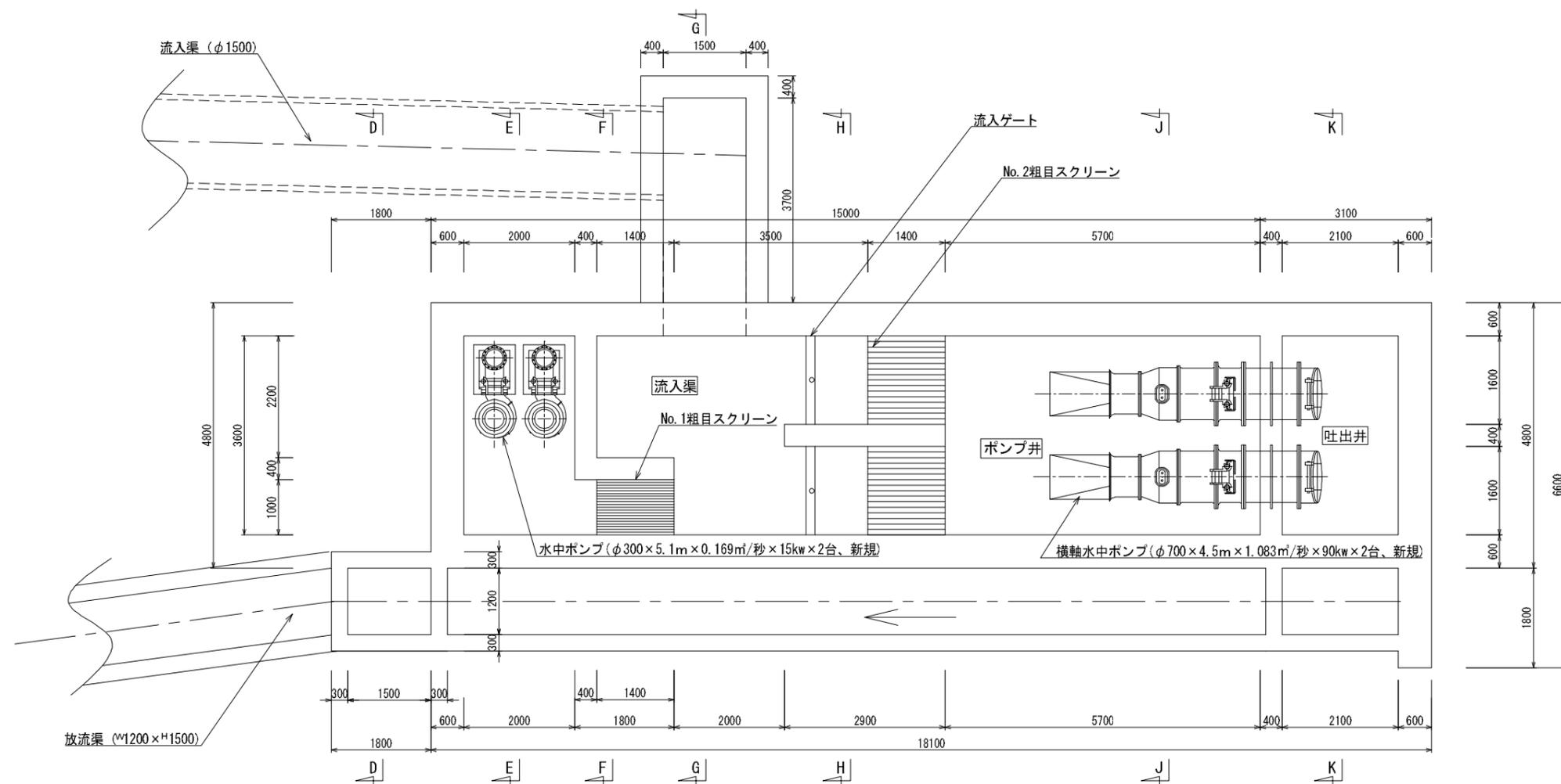
令和6年度	
寺町雨水排水ポンプ場	
さぬき市寺町	
ポンプ場施設平面図(1)	12 / 全
縮尺 1/50	32
さぬき市	



施設2階平面図

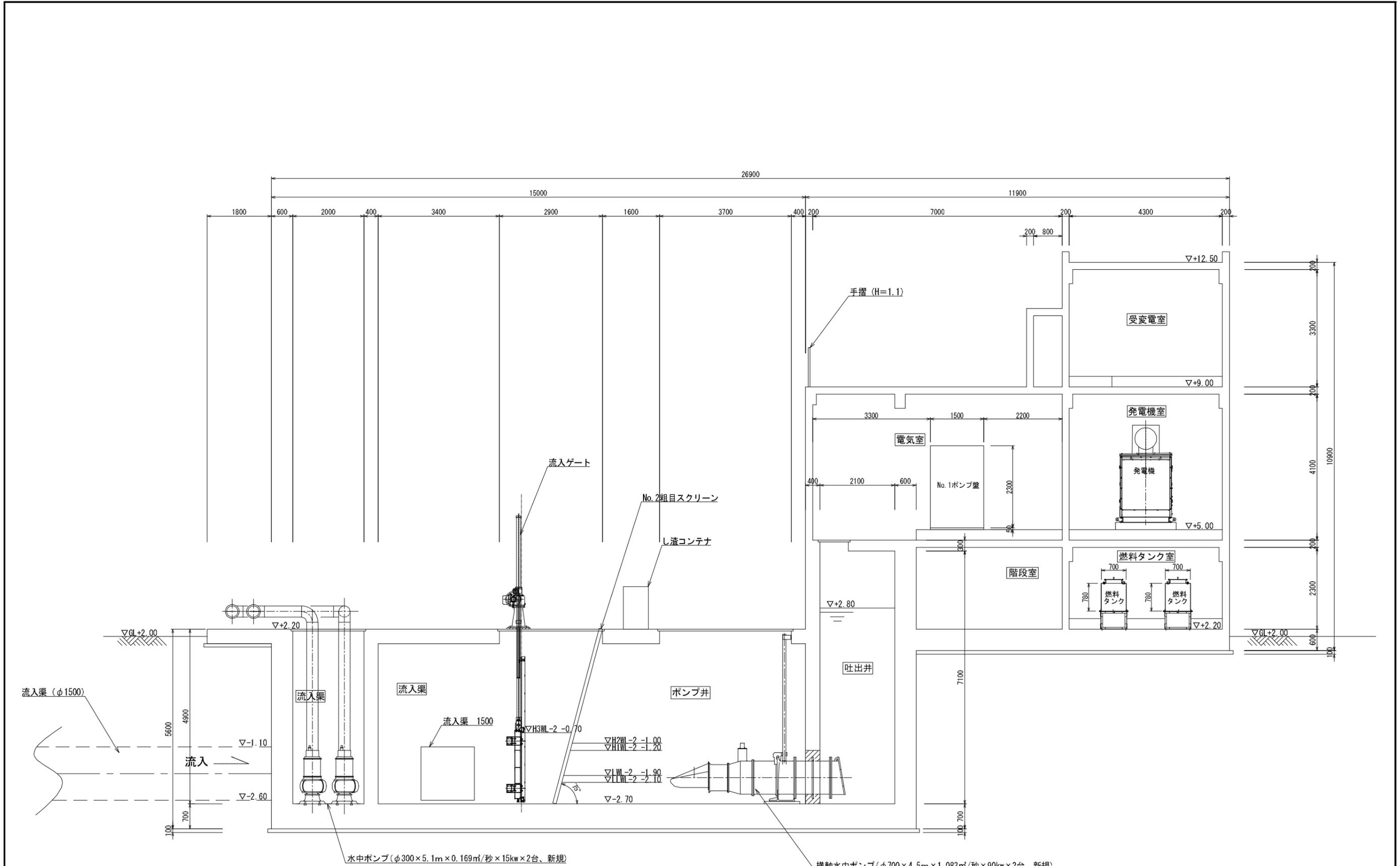


施設3階平面図



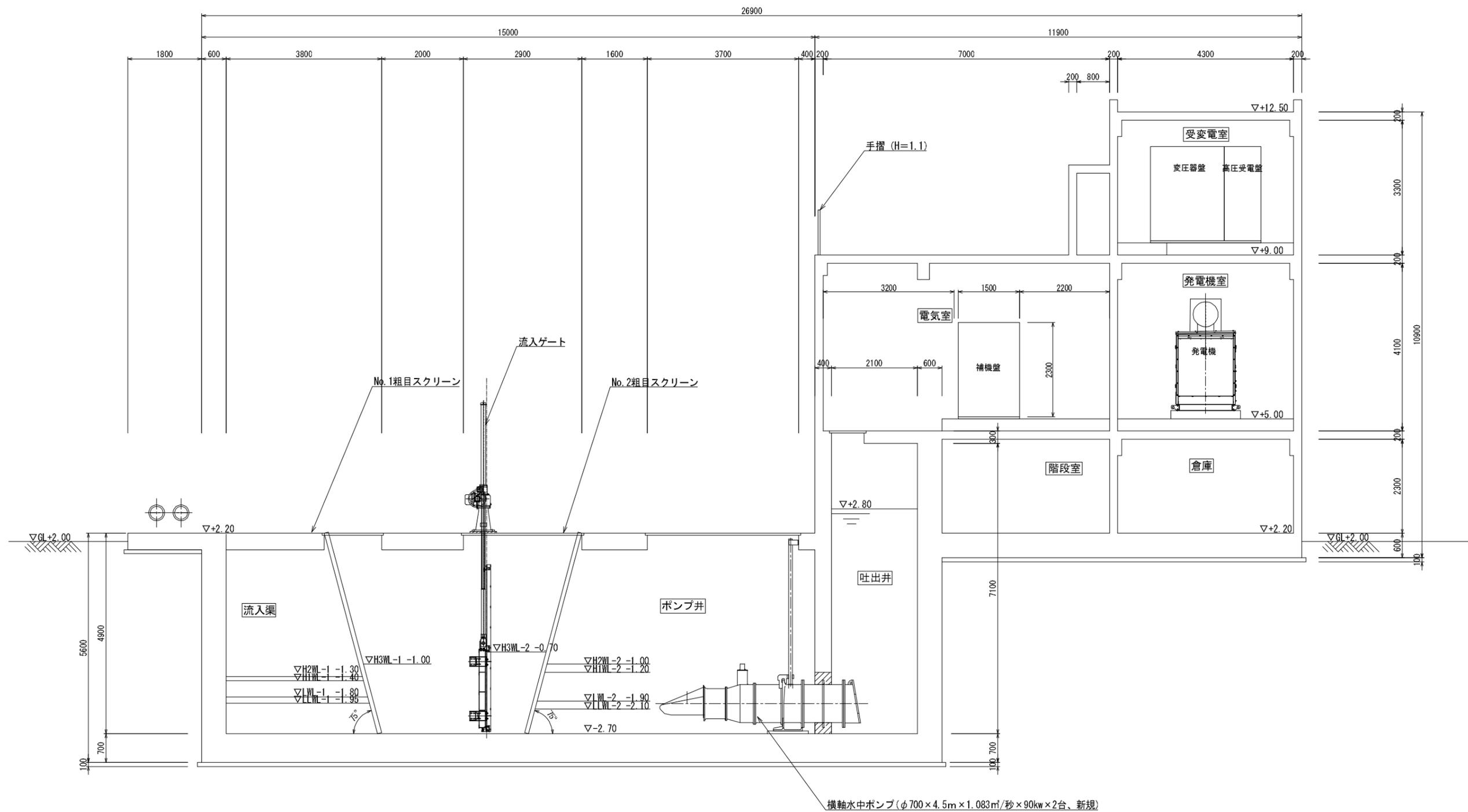
施設地下1階平面図

令和 6 年度	
寺町雨水排水ポンプ場	
さぬき市寺町	
ポンプ場施設平面図 (2)	13 / 全
縮尺 1/50	32
さぬき市	



A-A断面図

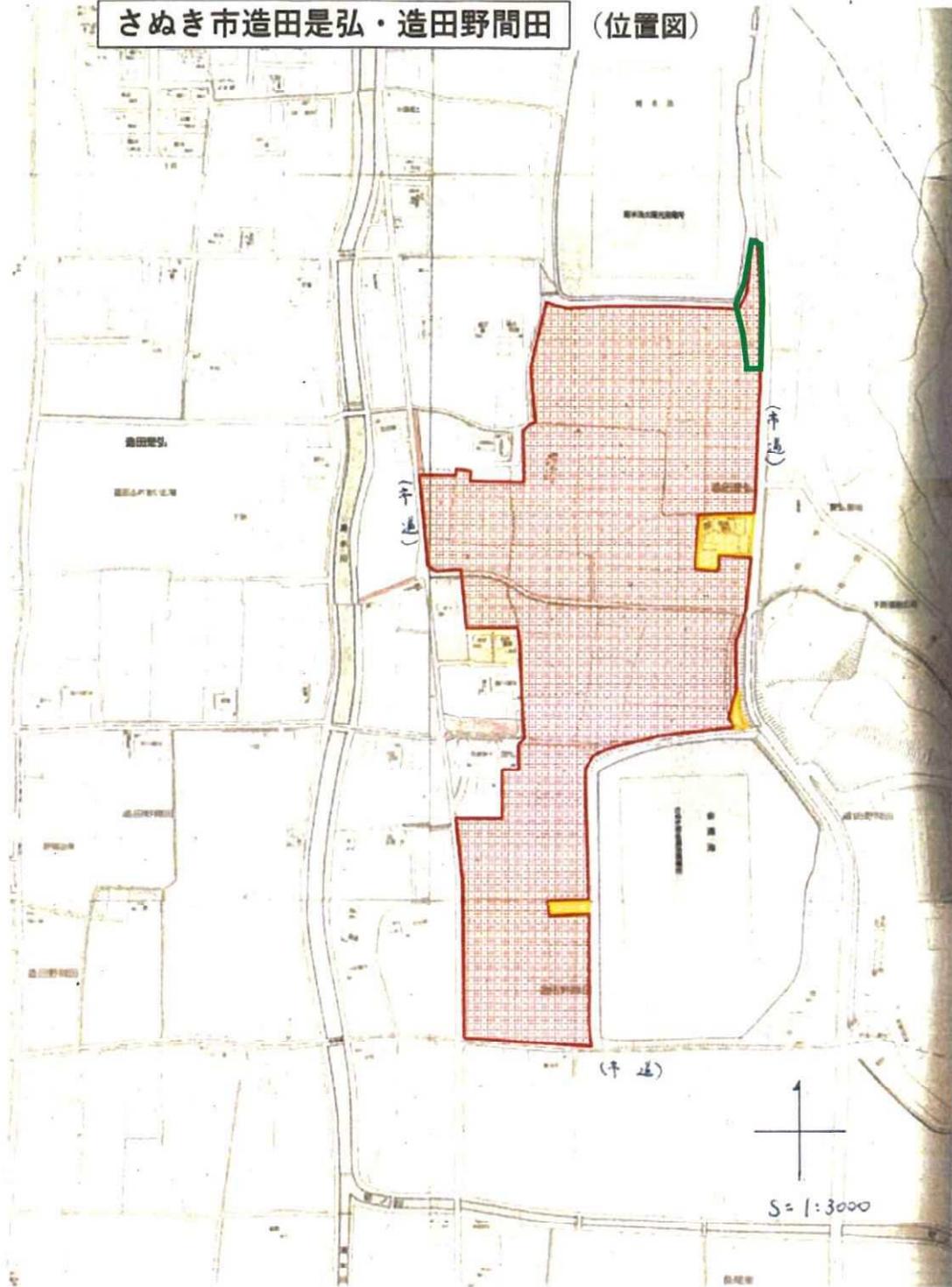
令和 6 年度	
寺町雨水排水ポンプ場	
さぬき市寺町	
ポンプ場施設断面図 (1)	14 頁 全
縮尺 1/50	32
さぬき市	



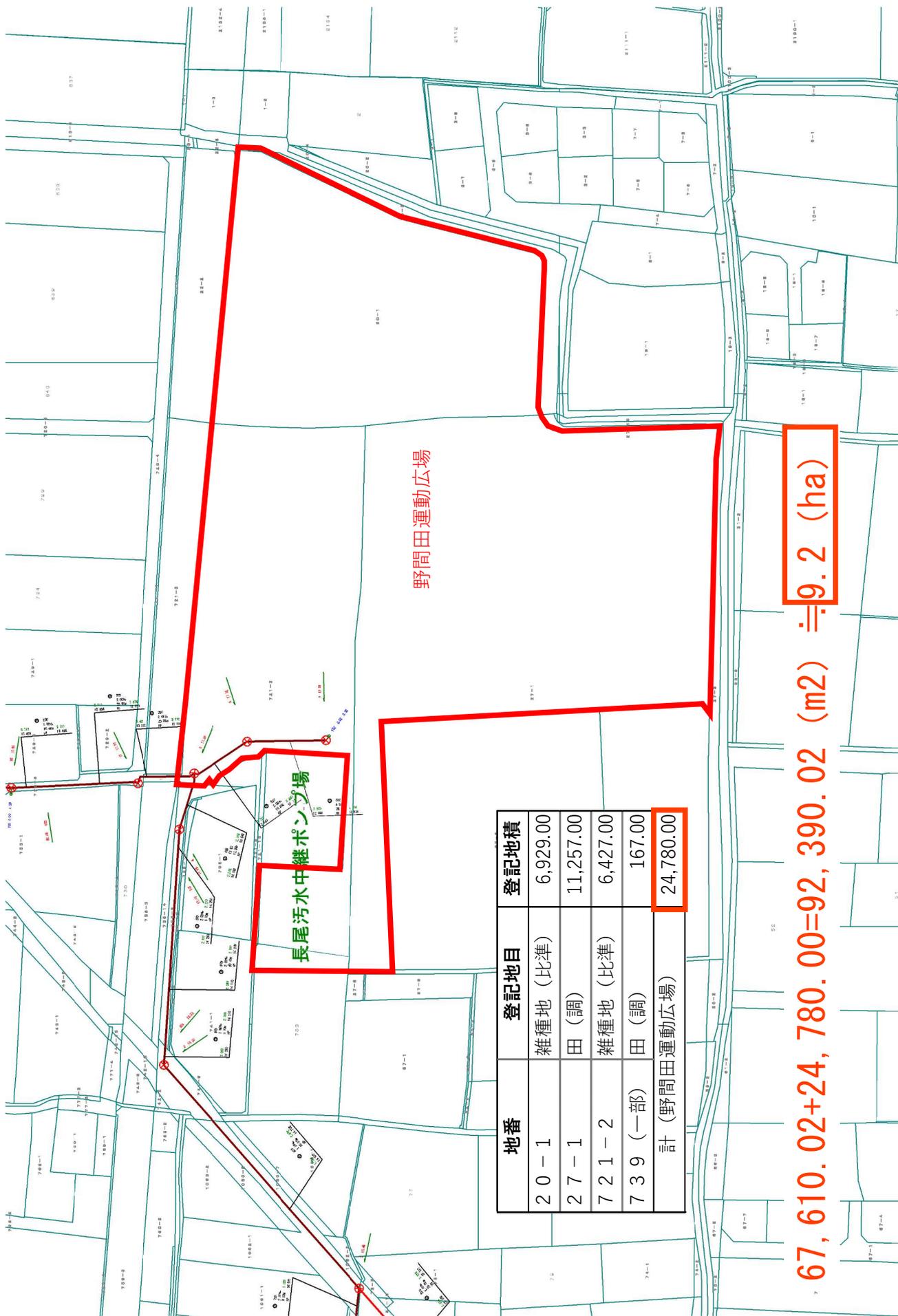
B-B断面図

令和 6 年度	
寺町雨水排水ポンプ場	
さぬき市寺町	
ポンプ場施設断面図 (2)	15 頁 全
縮尺 1/50	32
さぬき市	

さぬき市造田是弘・造田野間田 (位置図)



統合高校用地面積 : 67,610.02 (m<sup>2</sup>)



地番	登記地目	登記地積
20-1	雑種地 (比準)	6,929.00
27-1	田 (調)	11,257.00
721-2	雑種地 (比準)	6,427.00
739 (一部)	田 (調)	167.00
計 (野間田運動広場)		24,780.00

67, 610.02 + 24, 780.00 = 92, 390.02 (m<sup>2</sup>) ÷ 9.2 (ha)

処理区	旧自治体	事業区分	処理分区・地区	汚水				
				下水道法		都市計画法		
				事業計画	全体計画	事業地	都市計画決定	
大川西部	長尾	公共下水道	長尾第1	263.70	313.10	263.7	313	
		特定環境保全公共下水道	長尾第1	30.70	30.70	-	-	
		小計	長尾第1	294.40	343.80	263.7	313	
		特定環境保全公共下水道	長尾第2	24.10	24.10	-	-	
		特定環境保全公共下水道	小計	54.80	54.80	-	-	
		計	長尾第1	318.50	367.90	263.7	313	
	志度	公共下水道	志度第1	51.45	60.58	51.45	60.58	
			志度第2	1.72	7.62	1.72	7.62	
			志度第3	8.68	20.36	8.68	20.36	
			志度第4	8.31	28.85	8.31	28.85	
			志度第5	284.14	427.59	284.14	427.59	
			志度第6	0.70	4.00	0.70	4	
			志度第7	2.80	112.50	2.80	112.5	
			志度第8	7.00	18.80	7.00	18.8	
			小計	志度第1	364.80	680.30	364.8	680
			特定環境保全公共下水道	志度第9	20.50	70.00	-	-
	計	志度第1	385.30	750.30	364.8	680		
	合計	公共下水道	628.50	993.40	628.5	993		
特定環境保全公共下水道		75.30	124.80	-	-			
計		703.80	1,118.20	628.5	993			
東部	津田	公共下水道	-	91.40	114.40	91.40	100.30	
中央		-	99.00	99.00	99.00	99.00		
西部		-	58.70	58.70	58.70	58.70		
合計				249.10	272.10	249.1	258	
田面	大川	特定環境保全公共下水道	田面	47.00	47.00	-	-	
		山下	15.70	15.70	-	-		
計				62.70	62.70	-	-	
富田	大川	特定環境保全公共下水道	富田	149.30	165.90	-	-	
			大井	11.80	11.80	-	-	
			吉金	8.10	8.10	-	-	
			宮町	27.90	27.90	-	-	
			富田東	23.40	23.40	-	-	
計				220.50	237.10	-	-	
合計				283.20	299.80	-	-	
総合計	公共下水道			877.60	1,265.50	877.6	1,251	
	特定環境保全公共下水道			358.50	424.60	-	-	
	計			1,236.10	1,690.10	877.6	1,251	

注：大川西部処理区（志度・長尾）の都市計画法の事業地面積（汚水・雨水重複）は、631ha。  
注：東部・中央・西部処理区（津田）の都市計画法の事業地面積（汚水・雨水重複）は、258ha。  
注：都市計画決定の面積値及びその根拠と思われる数値、灰文字は推定値。

処理区	旧自治体	事業区分	排水区	雨水					
				下水道法		都市計画法			
				事業計画	全体計画	事業地	都市計画決定		
大川西部	長尾	公共下水道	長尾第1	57.50	92.70	57.50			
			長尾第2	62.00	85.70	62.00			
			長尾第3	26.00	31.20	26.00			
			長尾第4	40.90	49.50	40.90			
			長尾第5	22.10	47.20	22.10			
			長尾第6	2.50	2.50	2.50			
		小計	211.00	308.80	211.0	313			
		特定環境保全公共下水道	鴨部川第1	5.00	5.00	-	-		
			鴨部川第2	6.90	6.90	-	-		
			鴨部川第3	8.70	8.70	-	-		
			鴨部川第4	12.30	12.30	-	-		
			鴨部川第5	24.10	24.10	-	-		
			小計	57.00	57.00	-	-		
		計				268.00	365.80	211.0	313
		志度	公共下水道	間川	2.05	2.05	2.05		
				玉浦川	0.13	0.13	0.13		
				玉浦川第1	-	-	0.00		
				玉浦ポンプ	55.03	55.03	55.03		
	寺町ポンプ			24.98	24.98	24.98			
	大橋川			33.48	33.48	33.48			
	弁天ポンプ			26.01	26.01	26.01			
	塩屋ポンプ			35.70	35.70	35.70			
	弁天川第1			24.83	24.83	24.83			
	弁天川第2			-	-	0.00			
	弁天川第3			3.61	3.61	3.61			
	弁天川第4			13.21	13.21	13.21			
	末川			16.00	16.00	16.00			
	鴨庄ポンプ			6.91	6.91	6.91			
	泊第1			-	-	0.00			
	泊第2			-	-	0.00			
	泊第3			-	-	0.00			
	北白方			1.64	1.64	1.64			
	白方ポンプ			3.60	3.60	3.60			
	岩瀬川第1			3.49	3.49	3.49			
	岩瀬川第2			1.77	1.77	1.77			
	鴨部川左岸			-	-	0.00			
松ヶ端	-			-	0.00				
臨海自然	64.30			64.30	64.30				
小計	316.74	316.74	316.7	680					
特定環境保全公共下水道	新開ポンプ	4.54	4.54	-	-				
	西新開	2.14	2.14	-	-				
	鴨部川右岸	3.62	3.62	-	-				
	明神川	2.21	2.21	-	-				
	長浜ポンプ	6.44	6.44	-	-				
	長浜第2ポンプ	1.58	1.58	-	-				
小計	20.53	20.53	-	-					
計				337.27	337.27	316.7	680		
合計	公共下水道	527.74	625.54	527.7	993				
	特定環境保全公共下水道	77.53	77.53	-	-				
	計	605.27	703.07	527.7	993				
東部・中央・西部	津田	公共下水道	中谷第一	2.40	2.40	2.40			
			中谷第二	5.20	5.20	5.20			
			岡の端	8.00	8.00	8.00			
			鶴部	35.30	35.30	35.30			
			東代川	9.50	9.50	9.50			
			西代川	11.70	11.70	11.70			
			梶川	19.70	19.70	19.70			
			梅川	25.70	25.70	25.70			
			流田	66.50	66.50	66.50			
			川北	0.70	0.70	0.70			
			汐田	21.40	21.40	21.40			
			北原	12.20	12.20	12.20			
			羽立	10.10	10.10	10.10			
			吉見	6.20	6.20	6.20			
流出区域	7.40	7.40	7.40						
小計	242.00	242.00	242.0	258					
田面・富田	大川	特定環境保全公共下水道	-	-	-	-			
総合計	公共下水道			769.74	867.54	769.7	1,251		
	特定環境保全公共下水道			77.53	77.53	-	-		
	計			847.27	945.07	769.7	1,251		

さぬき市都決面積について

地区	面積	備考
志度	680.3	公共汚水全体計画面積
長尾	313.1	公共汚水全体計画面積
津田東部	100.4	公共汚水全体計画面積：114.4、対象外区域は流量計算より13.97～14.0なので、結論は100.4になる。
津田中央	99.0	公共汚水全体計画面積
津田西部	58.7	公共汚水全体計画面積
計	1,251.5	
追加	9.2	
合計	1,260.7	